

## 茨木市伴走型出産・子育て応援事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安を抱える妊婦・子育て世帯も少なくなく、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題であることから、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援ギフトを支給する事業を一体的に実施する事業（以下「伴走型出産・子育て応援事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2 伴走型出産・子育て応援事業の実施主体は、茨木市とする。ただし、市長が別に定める基準を満たす団体に委託することができるものとする。

### (事業開始日)

第3 本事業の開始日は、令和5年2月1日とする。

### (定義)

第4 茨木市出産・子育て応援ギフト（以下「出産・子育て応援ギフト」という。）とは、第1で規定する目的を達するために、市によって贈与される給付をいい、次に掲げるものとする。

- (1) 出産応援ギフト
- (2) 子育て応援ギフト

### (事業区分)

第5 伴走型出産・子育て応援事業の区分及び事業内容については、次に掲げるものとする。

- (1) 伴走型相談支援
- (2) 出産・子育て応援ギフト支給

### (伴走型相談支援の対象者)

第6 伴走型相談支援の対象者（以下「伴走型相談支援対象者」という。）は、市内の全ての妊婦及び0歳から概ね2歳の乳幼児を養育する子育て世帯（以下「妊婦・子育て世帯」という。）とする。

### (伴走型相談支援の実施内容)

第7 市長は、次の各号に定めるとおり、出産・育児等の見通しを立てるための面談

等やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を実施することで、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るものとする。

- (1) 妊娠の届出時の面談等
- (2) 妊娠8か月頃の面談等
- (3) 出生後の面談等
- (4) 面談後の情報発信、随時の相談受付等  
(妊娠の届出時の面談等の対象者等)

第8 第7第1号に掲げる面談等の対象者は、妊娠の届出をした妊婦とする。なお、可能であれば、妊婦の配偶者、パートナー及び同居家族も同席した上で面談等を実施する。

2 第7第1号に定める面談等は、妊娠の届出時に実施するほか、別途面談日を設定して実施する。この場合であっても、妊婦と一緒に妊娠期の過ごし方など出産までの見通しを立て、必要な支援に早期につなげるという本面談の趣旨に鑑み、できる限り早い時期に実施する。なお、妊婦が近日中に他の市町村に転出を予定している場合であって、かつ、妊婦が転出先市町村での面談等を希望する場合には、妊婦の転出後、転出先市町村において面談等を実施することとする。

3 第7第1号に定める面談等は、妊娠の届出をした妊婦に対し、アンケート（妊婦の妊娠時の気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するために市長が別途定めるアンケートをいう。以下「妊娠届出時アンケート」という。）への必要事項の記載を求めた上で、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービス等を確認するために実施する。また、出産・子育て応援ギフトの案内及び申請の受付や、面談等により把握した妊婦の状況等に応じ、必要な支援サービスの利用等を案内する。

4 第7第1号に定める面談等は、顔の見える関係づくり等の観点から、対面による面談（以下「対面面談」という。）の実施を基本とする。ただし、妊婦が対面面談を行うことができないやむを得ない事情がある場合その他市長が適当であると認める場合には、対面面談に代わり、電話その他市長が適当と認める方法により実施する。

（妊娠8か月頃の面談等の対象者等）

第9 第7第2号に定める面談等の対象者は、妊娠7か月頃の妊婦に対し送付するアンケート（以下「妊娠8か月頃アンケート」という。）の回答内容により、面接等を希望する妊娠8か月頃の妊婦及び妊婦の状況等から支援が必要と市長が判断した者とする。なお、可能であれば、妊婦の配偶者、パートナーや同居家族も同席した上で面談等を実施する。

- 2 第7第2号に定める面談等は、出産間近で産後のことを考え始める時期、かつ、働いている妊婦が産前休暇に入り面談の時間を比較的取りやすい時期として、妊娠後期となる妊娠8か月を目安とした時期に実施する。
- 3 第7第2号に定める面談等は、面談等の対象者に対し、提出のあった妊娠8か月頃アンケートの回答内容等を基に、特に出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを確認するために実施する。また、面談等により把握した妊婦の状況等に応じて、必要な支援サービスの利用等を案内する。
- 4 第7第2号に定める面談等は、第8第4項に定める実施方法に準じて実施する。
- 5 面談等を希望しない妊婦について、提出された妊娠8か月頃アンケートに記載された妊婦の状況等の情報に基づき、市長が当該妊婦に支援が必要と判断した場合には、面談や電話等による相談を実施した上で、必要な支援につなげることとする。また、妊娠8か月頃アンケートの回答の提出がなかった妊婦について、電話等により当該アンケートの回答の提出を求めるとともに、必要に応じて、面談や電話等による相談を実施する。

(出生後の面談等の対象者等)

第10 第7第3号に定める面談等の対象者は、出生した児童を養育する者（以下「養育者」という。）とする。ただし、養育者に児童の母が含まれる場合には、当該母と面談することを原則とする。また、可能であれば、面談の対象者の配偶者、パートナーや同居家族も同席した上で面談等を実施する。

- 2 第7第3号に定める面談等は、原則として生後4か月頃までの間に実施する。ただし、この期間に面談等を実施できなかった場合（養育者の居所が不明であった場合や、日本国外に居住していた場合等）は、養育者に対して必要な支援に早期につなげる観点から、できる限り早い時期に実施することとする。なお、養育者が近日中に他の市町村に転出を予定している場合であって、かつ、養育者が転出先市町村での面談等を希望する場合には、養育者の転出後、転出先市町村において面談等を行うこととする。
- 3 第7第3号に定める面談等は、養育者に対し、アンケート（養育者の児童や子育てに関する気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するために市町村が定めるアンケート。以下「出生後アンケート」という。）への必要事項の記載を求めた上で、出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを確認するために実施する。また、面談等により把握した養育者の状況等に応じて、必要な支援サービスの利用等を案内する。
- 4 第7第3号に定める面談等は、第8第4項に定める実施方法に準じて実施する。

(面談等の担当職員の要件)

第11 第7第1号から第3号までに定める面談等の担当職員は、保健師、助産師等の

専門職又は市長が認める者のほか、次の各号に定める研修のいずれかを受けた保育士、利用者支援専門員、一般事務職員、会計年度任用職員等とする。

(1) 子育て支援員基本研修及び子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の利用者支援事業（基本型）

(2) 子育て支援員基本研修及び子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の地域子育て支援拠点事業  
（面談等の相談記録の管理）

第12 市長は、面談等の対象者から提出のあった妊娠届出時アンケート等を含む面談等の相談記録を適切に管理する。

（関係機関との連携）

第13 伴走型相談支援をより効率的・効果的に実施していくため、出産・子育て応援ギフトの支給に当たり取得する関係機関等との必要な情報の確認や共有に関する同意に基づき、必要に応じて関係機関とも面談等の相談記録を共有し、密に連携を図りながら本事業を実施することとする。

（出産応援ギフトの支給対象者）

第14 出産応援ギフトは、次の各号に掲げる者のうち、出産応援ギフトの申請時点で日本国内に住所を有する者に対して支給する。この場合において、支給対象者のうち第1号に該当する者については「支給妊婦」といい、第2号又は第3号に該当する者については「遡及支給妊婦」という。

(1) 事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）

(2) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）

(3) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、前号に該当する者を除く。）

（出産応援ギフトの支給内容）

第15 支給対象者の妊娠1回につき、50,000円の現金を支給する。

（支給妊婦への支給方法）

第16 支給妊婦のうち出産応援ギフトの支給を受けようとする者（以下「出産応援ギフト申請予定者」という。）は、第7第1号に定める妊娠の届出時の面談等を受けた後、出産応援ギフト申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、申請前に流産若しくは死産した場合又は出産応援ギフト申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がある場合については、妊娠の届出時の面談等を受けることなく支給の申請を行うことができるものとする。

(1) 申請者の本人確認書類の写し

(2) 申請者名義の振込口座がわかるものの写し

- 2 前項の規定による支給の申請は、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他出産応援ギフト申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により出産応援ギフト申請予定者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、審査の上、適当と認めたものについて、申請者に対して出産応援ギフトの支給を行う。
- 4 市長は、前項の審査を行うに当たって、必要に応じて産科医療機関等に妊娠の事実を確認すること等により、当該者が第14第1号の対象者に該当するか確認を行う。  
(遡及支給妊婦への支給)

第17 遡及支給妊婦のうち出産応援ギフト申請予定者は、事業開始日以降、出産応援ギフト申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の本人確認書類の写し

(2) 申請者名義の振込口座がわかるものの写し

- 2 前項の規定による支給の申請は、原則として、事業開始日から4か月以内に行うものとする。ただし、災害その他出産応援ギフト申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、出産応援ギフト申請予定者が申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降は、支給の申請はできないものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、適当と認めたものについて、申請者に対して出産応援ギフトの支給を行う。
- 4 市長は、前項の審査を行うに当たって、必要に応じて妊娠の届出状況を確認すること等により、当該者が第14第3号の対象者に該当するか確認を行う。

(遡及支給妊婦による申請の特例)

第18 第17の規定に関わらず、遡及支給妊婦が第22又は第23に定める申請を行う場合は、第17第1項の申請は不要とする。

(子育て応援ギフトの支給対象者)

第19 子育て応援ギフトは、次に掲げる対象児童(子育て応援ギフトの支給相当額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)を養育する者であつて、子育て応援ギフトの申請時点で日本国内に住所を有する者に対して支給する。ただし、同一の対象児童に係る支給対象者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援ギフトが支給された場合、他の支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援ギフトは支給しない。なお、支給対象者のうち第1号に掲げる児童を養育

する者については「支給養育者」といい、第2号に掲げる児童を養育する者については「遡及支給養育者」という。

(1) 事業開始日以降に出生した児童であつて、本市に住所を有する者

(2) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童であつて、本市に住所を有する者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者には、子育て応援ギフトは支給しない。

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(3) 法人

（子育て応援ギフトの支給内容）

第20 対象児童1人につき、50,000円の現金を支給する。

（支給養育者への支給方法）

第21 支給養育者のうち子育て応援ギフトの支給を受けようとする者（以下「子育て応援ギフト申請予定者」という。）は、第7第3号に定める出生後の面談等を受けた後、子育て応援ギフト申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、申請前に対象児童が死亡した子育て応援ギフト申請予定者については、出生後の面談等を受けることなく、支給の申請を行うこととして差し支えない。

(1) 申請者の本人確認書類の写し

(2) 申請者名義の振込口座がわかるものの写し

2 前項の支給の申請は、原則として、生後4か月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、対象児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日）以降は支給の申請はできないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、審査の上、当該者に対して子育て応援ギフトの支給を行う。

4 市長は、前項の審査を行うに当たって、必要に応じて支給対象者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、当該者が第19第1項第1号の対象者に該当するか確認を行う。

（遡及支給養育者への支給）

第22 遡及支給養育者のうち子育て応援ギフト申請予定者は、事業開始日以降、出産・子育て応援ギフト申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、申請前に対象児童が死亡した子育て応援ギフト申請予定者についても、申請を行うことができるものとする。

(1) 申請者の本人確認書類の写し

(2) 申請者名義の振込口座がわかるものの写し

2 前項の規定による支給の申請は、原則として、事業開始日から4か月以内に行うものとする。ただし、災害その他子育て応援ギフト申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、審査の上、適当と認めたものについて、申請者に対して出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの支給を行う。

4 市長は、前項の審査を行うに当たって、必要に応じて支給対象者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、当該者が第19第1項第2号の対象者に該当するか確認を行う。

（支給養育者への支給方法の特例）

第23 第21の規定に関わらず、支給養育者が事業開始日時点で遡及支給妊婦に該当していた場合は、支給養育者のうち子育て応援ギフト申請予定者は、事業開始日以降、出産・子育て応援ギフト申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。なお、申請前に対象児童が死亡した子育て応援ギフト申請予定者についても、申請を行うことを可能とする。

(1) 申請者の本人確認書類の写し

(2) 申請者名義の振込口座がわかるものの写し

2 前項の支給の申請は、原則として、生後4か月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、対象児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日）以降は支給の申請はできないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、適当と認めたものについて、申請者に対して子育て応援ギフトの支給を行う。

4 市長は、前項の審査を行うに当たって、必要に応じて支給対象者の対象児童の養

育の事実を確認すること等により、当該者が第19第1項第1号の対象者に該当するか確認を行う。

(出産・子育て応援ギフトの支給方法の特例)

第24 出産・子育て応援ギフトの支給対象者が里帰りしている場合において、当該支給対象者に対する第7第1号に定める妊娠の届出時の面談等又は第7第3号に定める出生後の面談等を里帰り先の市町村において実施した場合であっても、出産・子育て応援ギフトは、支給対象者が申請時点で本市に居住する場合、本市が支給する。この場合、市長は里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況などを確認することとする。

2 妊娠の届出及び出生届出の時点で本市に住民票を有していた者が、出産・子育て応援ギフトの申請時に本市から転出していた場合、転出先の市町村で支給されていないことを確認したうえで、申請者の申し出があれば支給対象者とすることができる。

(支給の決定について)

第25 市長は、申請の審査の結果、予算の範囲内において助成金の交付の可否を決定し、申請者に対し、茨木市出産・子育て応援ギフトに対する決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(不当利得の返還)

第26 市長は、偽りその他不正の手段により出産・子育て応援ギフトの支給を受けた者に対しては、支給を行った出産・子育て応援ギフトの返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第27 出産・子育て応援ギフトの支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

(その他)

第28 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から実施し、令和6年4月1日から適用する。